

【EU】リスボン条約発効へ

海外立法情報調査室・植月 献二

* 欧州連合(EU)のリスボン条約批准の手続きが完了する。2009 年に批准手続きが未了であった 4 か国のうち、ドイツ、アイルランド、ポーランドが9月以降次々に手続きを終え、最後に条件を付けて署名を留保したチェコのクラウス大統領も 11 月 3 日に批准書に署名した。

リスボン条約とは

拡大と深化を図ってきている EU であるが、新規加盟国 10 か国を 2004 年に受け入れることに先立ち、EU の未来に関する検討を行ってきた。その結果、欧州憲法条約を起草し 2004 年に調印した。これは、既存の欧州連合条約、欧州共同体設立条約及び欧州連合基本権憲章をひとつの条約に統合した、民主的正統性、透明性及び効率性を高めることを目的とした条約であった。しかし、批准の段階で、フランスとオランダが国民投票で否決したことを皮切りに批准の留保が続き、ついにこれは断念されることとなった。反対理由には、雇用不安や情報不足などが挙げられていたが、EU が超国家化し、各構成国の主権が奪われるのではないかという懸念は大きな論点であった。熟慮期間において、その後、2007 年 12 月 13 日にリスボン条約が調印された。これは、欧州憲法条約の内容の多くを踏襲するものであるが、構成国の懸念を軽減するために憲法という名称は取り去られ、現行の欧州連合条約と欧州共同体設立条約の 2 条約を改正する形をとった。欧州共同体設立条約は名称を欧州連合運営条約と変更するとした。新しい条約でないのであれば国民投票を実施しなくて済む国も増える。EU としては成立へ障害となる要素を可能な限り減らして実をとりたかったのである。

リスボン条約は、EU 機構制度の機能強化を目的としている。閣僚理事会の決定方式において、重要案件に関してはこれまで全会一致が求められることが多かったが、今後、条約に特段の定めがない限り特定多数決によって行うことが可能となり、意思決定が迅速に行われることが期待されている。また、欧州理事会については、これまで条約上の規定がなかったが、正式な機関として位置づけられ、同議長の任期も 6 か月の輪番制であったものが、2 年半の任期をもつ常任となる。その他、外交・安全保障政策担当連合上級代表という外務大臣相当職が新設されて EU の対外的窓口がひとつとなる。なお、欧州議会については、法律制定分野の拡大など権限の強化が図られ、議席総数についてはその上限が 750（議長を除く）とされる。

条約批准の状況

2007 年に構成国 27 か国の首脳によって調印された EU のリスボン条約は、2008 年末までに 23 か国による批准手続きが完了していた。残っていたのはドイツ、アイルランド、ポーランド、チェコの 4 か国であった。違憲訴訟で遅れていたドイツは 2009

年 9 月 23 日にケーラー大統領が批准書に署名。アイルランドでは、国民投票を 10 月 2 日に実施しこれを可決し、これを待っていたポーランドのカチンスキー大統領が 10 月 10 日に批准書に署名した。

最後に残ったチェコでは、既にチェコ議会はこれを承認していた。しかし、上院議員のグループが「リスボン条約は違憲」であるとし、2009 年 9 月 29 日にチェコ憲法裁判所に申し立て、クラウス大統領はその結論が出るまで批准書への署名を留保した。クラウス大統領は、同時に、第二次世界大戦後にチェコスロバキアがズデーテン地方のドイツ人らを国外追放した過去について、リスボン条約発効後に彼らから賠償請求される恐れがあるとして、この請求に関して欧州司法裁判所がチェコに欧州連合基本権憲章を適用しないよう担保することを EU に要求した。同憲章は 2000 年に採択されたものであるが、リスボン条約の第 6 条で同憲章の内容を承認し法的拘束力を認めているという事情があるからである。クラウス大統領は「裁判所の合憲判断」及び「EU からの拘束力のある保証文書」を条約署名の条件とした。そもそも、クラウス大統領本人は、条約は超国家を創造し、ブリュッセルと大国に過剰な権力を与えてしまうという理由で、これに反対していたという。

このような欧州連合基本権憲章からの適用除外は、かつて英国とポーランドに対してリスボン条約の付属議定書で行われた経緯がある。そのほか、構成国の中で唯一国民投票を行ったアイルランドへの配慮があった。

アイルランドではリスボン条約の批准について、2008 年 6 月 12 日に第 1 回目の国民投票が実施されたが、この時は否決に終わった。欧州理事会 (EU サミット) は、2009 年 6 月 18、19 日の会議で、同国の要請に応じて、税制、軍事的中立性、生命倫理や教育・家族、労働者の権利などに対する同国の法や考え方に配慮する決定を採択し、これらはのちに条約の付属議定書に組み込まれるとされている。その結果、冒頭で述べたように 10 月 2 日に第 2 回目として実施されたアイルランドの国民投票では、投票総数の 67.1% の賛成を得て国民の承認を得ることができた。

今回のチェコへの対応についても、最終的に 10 月 29、30 日の欧州理事会は、チェコの要望に配慮し、英国及びポーランドと同じ特例措置を条約の付属議定書に組み込むことを了承した。そして、11 月 3 日にはチェコ憲法裁判所の合憲判断も出されて、クラウス大統領は同日、条約への署名を終えた。

本条約の発効は、最後の批准文書がイタリア政府に寄託された月の翌月の 1 日であるので、12 月 1 日に発効する可能性が高い (注: 寄託した月の残り日数が 15 日に満たないときは翌々月の 1 日)。

欧州委員会は、条約発効にむけて、新条約に基づく人員機構の準備を急いでいる。

主要な参考文献 (インターネット情報は 2009 年 10 月 21 日現在である。)

- ・“Klaus links EU treaty signature to WWII claims,” EurActiv, 12 October 2009. <<http://www.euractiv.com/en/future-eu/klaus-links-eu-treaty-signature-wwii-claims/article-186270>>
- ・小林勝訳『リスボン条約』御茶の水書房, 2009